

適用額明細書の記載に当たって

～ 適用額明細書の正確な記載のお願い ～

法人が平成23年4月1日以後終了する事業年度（又は連結事業年度）において、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条）。

法人税関係特別措置の適用を受けるためには、誤りのない適用額明細書を提出する必要がありますが、これまで税務署に提出いただいた適用額明細書の中には、次のような誤りが多く見受けられます。

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

なお、適用額明細書の記載に当たって、ご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【よくある記載誤り】

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄は、法人税申告書別表一（一）等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額を記載してください。

※ 欠損金額の場合は、金額に「△」又は「－」を付してください。

② 区分番号の記載誤り

「区分番号」は、税制改正に伴い同一措置であっても改正前後で「区分番号」が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「区分番号」を記載してください。

「区分番号」の記載に当たっては、適用する対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照してください。

（参照先） 「国税庁ホームページ」（www.nta.go.jp）→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額又は欠損金額」欄が0又はマイナスの金額（欠損金額）である場合は、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」の措置の適用はありませんので、適用のない措置の記載は必要ありません。

（詳しくは裏面をご覧ください）

よくある記載誤り

【よくある記載誤り】

法人税申告書別表からの転記誤り

法人税申告書別表一（一）等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。

※ 欠損金額の場合は、金額に「△」又は「-」を付してください。

(フリガナ)											
法人名											
期末現在の資本金の額又は出資金の額	千	百	十	千	百	十	千	百	十	千	百
				4	0	0	0	0	0	0	0
所得金額又は欠損金額	千	百	十	千	百	十	千	百	十	千	百
				1	8	0	3	5	8	2	3

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第 42 条の3の2第 1 項第 1 号	00380	8000000
第 42 条の4第 6 項第 号	00429	3056976

F B 4 0 1 0

月 日
月 日

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分 ・ 再提出分)

整理番号

この用紙は

【よくある記載誤り】

適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」の適用額は、年 800 万円が限度とされていますので、所得金額が 900 万円である場合は、「8,000,000」円 (800 万円) と記載してください。

OCR入力用
本書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載する
この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したり

【よくある記載誤り】

「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額又は欠損金額」欄が0又はマイナスの金額 (欠損金額) である場合は、「税額控除」 (例えば、第 42 条の4第6項等) や「中小企業者等の法人税率の特例」 (例えば、第 42 条の3の2第1項第1号等) の措置の適用はありませんので、適用のない措置の記載は必要ありません。

【よくある記載誤り】

区分番号の記載誤り

「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で「区分番号」が異なる場合がありますので、適用する事業年度の「区分番号」を国税庁ホームページに掲載されている対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し記載してください。

(例) 普通法人が平成 25 年 3 月 31 日終了事業年度において「中小企業者等の法人税率の特例」の措置を適用する場合

- ・ 正 (改正後) : 「00380」
- ・ 誤 (改正前) : 「00001」 (平成 24 年 3 月 31 日終了事業年度の当該措置の区分番号)

《参照先》

「[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp)」 (www.nta.go.jp) → 「パンフレット・手引き」 → 「法人税関係」 → 「適用額明細書に関するお知らせ」

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

法人税関係

- 改正の概要関係
- 法人税申告書の記載の手引
- 法人税申告書の記載の手引 (平成25年版) (平成25年6月) NEW
- 連結確定申告書等の記載の手引
- 連結確定申告書・個別課税関係等の届出書等の記載の手引 (平成25年版) (平成25年9月) NEW
- 新たな公益法人関係税制の手引
- 新たな公益法人関係税制の手引 (PDF/4.86263)
- 適用額明細書関係
- 適用額明細書に関するお知らせ (平成25年12月) NEW
- 復興特別法人税

ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き

パンフレット・手引き

② 広報関係 所得税関係 源泉所得税関係 譲渡・山林所得関係 相続税・贈与税関係

法人税関係 消費税関係 印紙税関係 酒税関係 間接課税関係

認定NPO法人関係 法定調書関係 電子申告等関係 その他

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。

※ PDFファイルが開けない、印刷できないなどの場合はこちらをご覧ください。

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちの場合は、こちらからダウンロードしてください。

(平成 25 年 12 月現在)